

十九
二一

募發
の經利
払過
込利
み子率

八七六五四

振額最払發
替低込行
額金行
面金方
位金額額法

三二一

用振の法發號名
等替條律行稱
法項及の及
のび根び
適そ拠記

件成省

等十令國財務
平を五年第債務
成次年三省
十の一十發告
五と月号行示
年おり三等第
一り十第三に三
月告日六關十
財二示に條十五
務十す發第號
大八る行一項省
臣日。すの項令
鹽川利規昭
正十債基十
第二郎のづ七
二十四條平藏

(一) 年銭額平す額の振
す出額 面成るの記替
るしに郵・金十。整載法
期た加政三額五数又の
日金え事パ百年倍は規
に額、業一円一の記定
払を次庁セに月金録に
い第の長ンつ三額はよ
込十算官トき十に、る
む九式は百日よ最振
も号に、円る低替
のによ払二も額口
と規り込二十の面座
す定算金四と金簿

五二額集郵機用「成社一三国回利
万百面の政関を振十債項十債」付
円七金取事は受替三等九整
十額扱業日け法年の年理庫
億でい庁本る「法振法基債券(五年)
六二及長銀もと律替律金
千百び官行のい第に第特
四七取にととう七關六別
百十得よすし。十す号會
八億にる。の五る。計
十円よ國そ規号法第法
万る債の定。律五。二
発の振の以へ条明
行募替適下平第治

る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{41}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されると記載又は記録されるに

りに座もしては、前記(一)の算式から当該金額(外で乗適當の国取し百算につける所とし得する者)を乗じた金額(該用該算式による場合に外は除外するの國たる、この税法金前又おと率人額記はいた額よの口に

十三 初期利子

す次そが金と平
る号の銀額し成がをがに(+)にて乗適當の國取し百算につける所とし得する者)を乗じた金額(該用該算式による場合に外は除外するの國たる、この税法金前又おと率人額記はいた額よの口に
期及翌行を、十で乗適當の國取し百算につける所とし得する者)を乗じた金額(該用該算式による場合に外は除外するの國たる、この税法金前又おと率人額記はいた額よの口に
日び営休支次五きじ用該算式による場合に外は除外するの國たる、この税法金前又おと率人額記はいた額よの口に
に第業業払の年る。式月
つ十日日う算六
い五にに。式月
て号支當たに二
同に払ただよ十
じおうるしり日
いへと、算を
て以き支出支
規下は払し払
定、期た期

$$\text{額面金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 初期利子

元償償後第
利還還の二
金金期利期
支額限子以

日額平るい日毎
本面成利てを年
銀金十子、支六
行額九をそ払月
百年支の期二
円十払日と十
に二う以し日
つ月。前、及
き二六各び
百十月支十
円日間払二
に期月
屬に二
すお十

十九
十八

払募
込集
期期所
日間

平成平
成十成
十五十
五年五
年一年
一月一
月二月
三十二
十四十
日日一
までか
ら平